破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６５号
埼玉県深谷市上野台3179番地２　塚越ビル203号、破産手続開始時の住所埼玉県深谷市上柴町西１丁目３番地17
破産者　田村　文夫
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１９６４号
北海道江別市大麻南樹町１番地の１　社会福祉法人葵新生会介護老人保健施設葵の園・江別、住民票上の住所北海道江別市野幌屯田町26番地の13　テラスＫＳＫ　Ｂ－２
破産者　松本　佳洋
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７４号
北海道檜山郡江差町字本町110番地の１
破産者　辻　　正勝
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７５号
北海道檜山郡江差町字本町110番地の１
破産者　辻　　ヒサ
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１９１号
青森県上北郡野辺地町字石神裏17番地９
破産者　五十嵐　猛
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
茨城県水戸市堀町2023番地の261　のだはら団地
破産者　渡邉　景一
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５１号
群馬県高崎市保渡田町2381番地１
破産者　土田　清實
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６７６号
埼玉県川越市大字下赤坂376番地１
破産者　小野　寿史（旧姓阪元）
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６２号
相模原市中央区富士見５丁目６番５―307号
破産者　坂本　恵子
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１４６７号
愛知県春日井市高森台６丁目24番地14　コリーヌⅡ105号
破産者　山形　栄治
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３９号
名古屋市中区新栄３丁目31番10号　市営新栄荘４棟305号
破産者　牧野眞佐子
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２００号
岡山県都窪郡早島町早島1257番地
破産者　木村　**隆**司
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
岡山県都窪郡早島町早島1257番地
破産者　木村　勝子
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第８３７号
広島県安芸郡府中町本町２丁目３番９－９号
破産者　松下　久代
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７７号
広島市中区小網町３番19―401号　サンピアミラノ
破産者　山肩　和弘
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０号
徳島県吉野川市美郷字宗田273番地１
破産者　椙村　正二
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７４号
大分市大字小池原672番地の２、申立時の住所大分市大字下郡1535番地の１
破産者　田中　惠子
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係